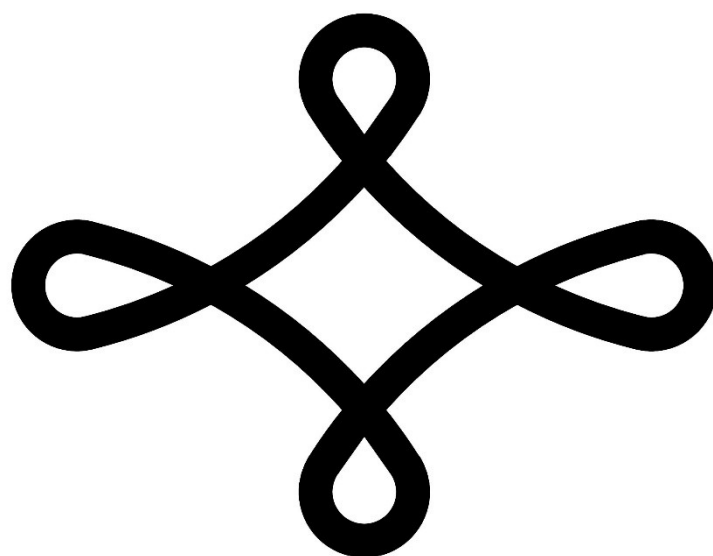


給水装置工事設計施行基準



西尾市上下水道部

内容

第1章 総 則	1
1-1 目 的	1
1-2 法令、条例及び規程等	1
1-3 用語の定義	1
1-4 給水装置の概念	2
1-5 給水装置の管理区分	2
1-6 指定給水装置工事事業者制度	3
1-6-1 指定給水装置工事事業者制度の目的	3
1-6-2 指定給水装置工事事業者制度の概要	4
1-6-3 給水装置工事主任技術者の役割と職務	4
1-7 給水装置の種類及び給水設備	4
1-7-1 給水装置の種類	4
1-8 給水装置工事とその種類	4
1-9 給水方式	5
1-9-1 直結式	5
1-9-2 受水槽式	5
1-9-3 直結・受水槽併用方式	5
第2章 給水装置の構造及び材質	5
2-1 給水装置の構造及び材質	6
2-2 給水装置の材料	7
2-2-1 給水装置の材料	7
2-2-2 給水装置材料の基準適合品	8
2-2-3 給水管及び継手	8
2-2-4 給水用具	8
2-3 給水装置システム基準	9
第3章 調査・設計	9
3-1 調査	10
3-2 設計にあたっての条件	10
3-3 給水方式の決定	10
3-3-1 直結式	10
3-3-2 受水槽式	11
3-4 計画使用水量の決定	11
3-4-1 用語の定義	11

3-4-2	計画使用水量の決定	12
3-5	給水管口径の決定	14
3-5-1	給水管の管径均等数	14
3-6	水道メーターの設置	14
3-6-1	メーター設置基準	14
3-6-2	給水管口径及び機種を選定	15
3-6-3	水栓数による給水管口径を選定	17
3-6-4	メーター設置の一般的注意事項	18
3-6-5	遠隔指示式水道メーターの設置	20
3-6-6	メーターの設置例図	21
3-7	給水管の分岐	33
3-7-1	分岐工法	33
3-7-2	クロスコネクション防止	36
3-7-3	取出し方向	36
3-7-4	配管構造	37
3-8	水浄化装置の設置	37
3-8-1	浄水器、活水器の定義	37
3-8-2	水浄化装置の分類	37
3-8-3	水浄化装置の設置基準	37
3-8-4	水浄化装置を設置した場合の維持管理等	38
3-9	給水装置図面の作成	38
3-9-1	図面の種類	38
3-9-2	製図上の注意	38
3-9-3	設計製図記号	39
第4章	給水装置工事の施行	48
4-1	給水装置の工事	48
4-1-1	配管上の注意点	48
4-1-2	給水管の布設深度	48
4-1-3	止水栓及びメーターボックスの設置	51
4-2	土工事等	58
4-2-1	掘削	58
4-2-2	埋め戻しと残土処理	58
4-2-3	仮復旧舗装	58
4-2-4	本復旧舗装	58
4-3	道路の占用及び道路使用	67

第5章 給水装置工事の事務取扱	67
5-1 関係書類とその記載要領	68
5-2 特別な手続きを必要とする工事	70
5-3 事前協議	70
5-4 先行工事	70
5-5 撤去工事	70
5-6 口径変更	71
5-7 臨時用給水	71
5-8 申込みの取消し	71
5-9 条件を満たすことで認められる給水装置	71
5-10 メーター嵩上げ、移動の費用負担	74
5-11 専用栓の臨時料金扱い	74
5-12 一部完成方式に係る水道料金等	75
5-13 給水装置の事故に係る料金の減額	76
5-14 メーターの維持管理	77
5-15 附帯工事負担金の徴収	78
5-16 遠隔メーターの設置	78
5-17 共用栓にかかる負担金の特例	79
5-18 集中検針方式	79
第6章 受水槽以下の設備	81
6-1 趣旨	81
6-2 受水槽及び高置水槽の容量	81
6-3 受水槽への給水	81
6-4 受水槽の構造及び材質	83
6-5 受水槽の設置例	84
6-6 高置水槽	85
6-7 圧力水槽及びポンプ直送	85
6-8 受水槽以下の配管設備	85
6-9 受水槽の維持管理	85